

事前予約
が必要です

市民税・県民税の税務申告 申告期間は4月15日までです



令和3年度市民税・県民税の申告受け付けを4月15日まで下記の申告特設窓口で行っています。利用には事前予約が必要です。

- 申告を受け付ける税 市民税・県民税
※所得税の確定申告は、花巻税務署(☎23-3341)にお問い合わせください
- 申告期間 4月15日(木)まで
- 時間 午前10時～午後3時
- 会場 市役所本館1階市民税・県民税申告特設窓口、各総合支所税務会計係
- 予約先 本館市民税課(☎29-5261)、各総合支所税務会計係(大迫☎41-3125、石鳥谷☎41-3445、東和☎41-6515)

市民税・県民税申告書作成システム をご利用ください

市では、自宅で申告書の作成などができる「市民税・県民税申告書作成システム」を導入しています。
インターネットに接続できるパソコンから24時間利用が可能な同システム。画面の指示に従い、必要事項を入力することで申告書作成や税額試算ができます。
市民税・県民税の申告は郵送でも受け付けているので、申告会場を訪れることなく、申告書を提出できます。

*利用方法など詳しくは、市ホームページで紹介しています



【問い合わせ】本館市民税課(☎41-3524)

5月9日まで
期間を延長

温泉宿泊施設等利用促進事業

日帰り入浴…1,000円、宿泊…最大4,000円を助成



市では「温泉宿泊施設等利用促進事業」を実施。宿泊支援の助成額を最大4,000円とし、市内温泉宿泊施設などを利用した場合の費用を助成しています。

■対象 県民または県内事業所に勤務する人
※団体利用の目安は8人程度

■助成額
○日帰り入浴支援(1食付き)…利用者1人当たり1,000円
※2,000円(消費税込み、入湯税別)未満のプランは対象外

○宿泊支援(素泊まり含む)…利用者1人当たり最大4,000円

プラン	助成額(1人当たり)
4,000円以上6,000円未満	2,000円
6,000円以上8,000円未満	3,000円
8,000円以上	4,000円

※4,000円未満(消費税込み、入湯税別)のプランは対象外

■助成期間 5月9日(日)まで

■利用方法

- ①利用を希望する施設に電話などで本事業を利用することを伝え予約
- ②利用日当日、予約した施設の受付で利用申込書に必要事項を記入の上、提出
※居住地や勤務地を確認(団体の場合は代表者1人)できる書類を提示してください
- ③助成額を差し引いた利用料を支払う

*利用申込書は、市ホームページに掲載しています



県内の感染拡大状況により、本事業を中止・停止することがあります。この場合、本事業の利用者が予約をキャンセルしてもキャンセル料は徴収されません

【問い合わせ】本館観光課(☎41-3542)

最大で
70万円を支援

市内の中小企業者が対象 地域企業経営支援金を支給します



花巻商工会議所では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している市内に店舗がある中小企業者を対象に「地域企業経営支援金」を支給します。

*この支援金は市・県の支援を受けて実施します

【問い合わせ】花巻商工会議所(☎23-3381)

■対象

市内に店舗を有し▶飲食店▶小売業▶サービス業▶宿泊業…など、県の支援対象業種に定められている中小企業者

*支援対象業種の一覧は、花巻商工会議所ホームページで紹介しています



花巻商工会議所
ホームページ
QRコード

■売上要件

次のいずれかの要件を満たす事業者
▶令和2年11月～3年3月の間のいずれか1カ月の売上げが前年同月と比較して50%以上減少している事業者▶令和2年11月～3年3月までの間のいずれかの連続する3カ月の売上げの合計が前年同期と比

較して30%以上減少している事業者
※申請日時点で前年の売上げが存在しない事業者の場合は、創業～比較月の前月の間の▶いずれかひと月の売上額▶いずれか連続する3カ月の売上合計額…で要件を判断します

■給付額・限度額

令和2年11月～3年3月の間で、売上げを比較する月を含む任意の連続する3カ月の売上合計を前年同期の売上合計から差し引いた額…1店舗当たり40万円が上限
※複数の店舗を経営する事業者は、法人200万円、個人100万円が上限

市内に本店または主な事業所を有し、次の市独自支援を受けていない場合は、1店舗当たり30万円を上乗せ給付(最大で1店舗当たり70万円を給付)

▶飲食店等経営支援金▶温泉宿泊施設等利用促進事業補助金▶貸切バス事業者事業継続支援金▶公共交通事業者緊急対策支援金

給付額の計算例

●給付額290千円の場合

(単位:千円、%)

区分	11月	12月	1月	計
元年度	100	200	150	450
2年度	70	50	40	160
差額	30	150	110	290
減少率	30.0	75.0	73.3	64.4

差額合計290千円を給付

●給付額400千円の場合

(単位:千円、%)

区分	12月	1月	2月	計
元年度	500	600	200	1,300
2年度	150	300	100	550
差額	350	300	100	750
減少率	70.0	50.0	50.0	57.7

差額合計750千円のうち限度額400千円を給付

事前予約が
必要です

地域企業経営支援金 申請受付窓口を開設します

花巻商工会議所では、申請手続きの円滑化を図るため、申請受付窓口を開設します。申請書類の作成方法などの相談も可能です。

- 対象 市内事業者
- 期間 4月12日(月)～28日(水)
- ※土・日曜日、祝日を除く
- 時間 午前9時～午後4時

- 会場 なはんプラザ
- 予約先 花巻商工会議所(☎23-3381)

*申請書類などは、花巻商工会議所ホームページに掲載しています



花巻商工会議所
ホームページ
QRコード